

東京学芸大学・3市連携IT活用コンソーシアム設置要項

(設置)

第1 東京学芸大学（以下「本学」という。）と、小金井市・国分寺市・小平市（以下「3市」という。）の教育委員会との地域連携協定書に基づき、本学、3市の教育委員会並びに次条に規定する活動に賛同する企業等の連携による、東京学芸大学・3市連携IT活用コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を置く。

(活動事項)

第2 コンソーシアムは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 3市及びその周辺地域の公立学校における情報技術（以下「IT」という。）を用いた教育の推進に関する事。
- (2) 本学における情報教育に関する教育実践研究の推進に関する事。
- (3) 本学学部学生・大学院生及び3市の教員に対するITを活用した実践的指導力の育成を図ること。
- (4) その他、教育の情報化を推進し、広く学校教育の発展に寄与すること。

(組織)

第3 コンソーシアムは、次の各号に掲げる者（以下「推進メンバー」という。）をもって組織する。

- (1) 本学副学長（研究等担当）
- (2) 本学職員から選出された者 若干名
- (3) 小金井市教育委員会から選出された者 若干名
- (4) 国分寺市教育委員会から選出された者 若干名
- (5) 小平市教育委員会から選出された者 若干名
- (6) コンソーシアムの目的に賛同する企業等から選出された者 若干名
- (7) その他コンソーシアムが必要と認めた者

(代表)

第4 コンソーシアムに代表を置き、前条第1号の推進メンバーをもって充て、第2条に規定するコンソーシアムの活動達成のための業務を統括する。

(推進メンバー以外の者の参加)

第5 コンソーシアムは、必要に応じて推進メンバー以外の者の参加を求めることができる。

(経費)

第6 コンソーシアムの活動に関する経費は、必要に応じてそれぞれが負担するものとする。

(事務局)

第7 コンソーシアムの事務局は、当分の間、関係機関の協力を得て本学総務部企画課に置く。

(補則)

第8 この要項に定めるもののほか、コンソーシアムの活動及び運営に関し必要な事項は、コンソーシアムが別に定める。

附 則

この要項は、コンソーシアムの解散をもって、その効力を失う。